

## 倉庫業健康保険組合

### 平成23年度 秋季会場別婦人生活習慣病健診受診のおすすめ

健保組合では、働く女性・家庭を守る奥さんの健康を願って、“社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会”（東振協）との共同事業として、公的施設等に検診車を配置し、会場別婦人生活習慣病健診を実施することといたしました。この会場別婦人生活習慣病健診は組合の契約健診機関で実施する健診を受けることが難しい35歳以上（昭和52年4月1日以前の生まれ）の女性（被保険者・被扶養者）の方を対象に実施するものです。

ぜひ、この機会を利用して受診され、ご自分の健康状態を確認するとともに、健康管理に努められ、明るい健康な生活を営まれるようお勧めいたします。

記

#### 1. 対象者

35歳以上の被保険者・被扶養者の女性

#### 2. 健診実施会場

全国600会場

#### 3. 検査項目

- ①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④聴力 ⑤視力 ⑥糖代謝  
⑦腎尿路系 ⑧脂質代謝 ⑨肝機能 ⑩尿酸 ⑪血球検査 ⑫胸部X線  
⑬胃部X線 ⑭便潜血 ⑮心電図 ⑯乳房診（超音波） ⑰子宮細胞診

※ 詳細につきましては『会場別婦人生活習慣病健診・特定健診検査項目表』をご参照ください。

#### 【子宮細胞診検査について】

子宮細胞診検査の実施方法は『自己採取法』と『医師採取法』の2通りあり、ご受診者の方の判断で、『希望しない』も含め、選択していただきます。

なお、実施会場によっては『自己採取法』での検査が実施できない会場もありますので、会場一覧表でご確認ください。

また、『医師採取法』は、婦人科医師により実施いたしますが、会場内の検診車でいう場合と、会場近隣の産婦人科医院で行う場合があります。検査日についても、健診実施日と別の日になることもありますので、あらかじめご承知おきください。

#### 4. 費用（一部負担）

①被保険者の方（健診の受診目的に応じ、一部負担金が異なります）

ア. 7,500円（健診の受診目的が法定健診であり、年齢が36～39歳の方）

イ. 10,400円（健診の受診目的が法定健診であり、年齢が35歳・40歳以上の方）

ウ. 5,400円（健診の受診目的が一般健診の方）

※年齢基準日 平成24年3月31日 現在

②被扶養者の方

5,400円

#### 5. 利用手順

受診をご希望の方は、個人別会場別婦人生活習慣病健診申込書に記入のうえ、受診者一部負担金を添えて、事業所の健保委員あて提出してください。申し込み後、9月初旬から中旬にかけて、健診日時のご案内とともに、受診要領、子宮がん検査容器（自己採取法希望者のみ）、採便容器等をご自宅あてに送付いたします。

#### 6. 健診結果

健診結果につきましては、健診受診日から1ヶ月以内に東振協よりご自宅宛に送付いたします。  
※なお、精密検査につきましては、保険診療扱いとなりますので、被保険者証を持参のうえ受検いただくようお願いいたします。

#### 7. 特定保健指導について

健診の検査結果により、生活習慣改善の必要があると判断された方には、専門のスタッフ（医師・保健師・管理栄養士等）による特定保健指導を行います。詳細につきましては、東振協より別途ご案内いたしますが、特定保健指導の対象者となった方におかれましては、ご自身の生活習慣を見直す良い機会となりますので、必ずお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

#### 8. 個人情報の取り扱いについて

組合が実施する会場別婦人生活習慣病健診の利用にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご了承いただいたものとさせていただきます。

- （1）健診の申し込みは、事業が円滑に実施できるよう原則として所属する事業所を通じて行います。
- （2）健診結果並びに特定保健指導の指導内容の記録については、「高齢者の医療を確保する法律」に基づき、所定の期間、組合において管理・保存します。
- （3）健診申込書に記載された個人情報は、会場別婦人生活習慣病健診を実施するためのみに利用することとし、業務を委託する以外、第三者へは提供いたしません。

#### 9. お問い合わせ

会場別婦人生活習慣病健診に関してご不明な点は、組合保健事業部までご連絡ください。

【保健事業部】 ☎03（3642）8436